

# 大阪医科薬科大学 数理・データサイエンス・AI教育プログラム委員会規程

(令和3年7月1日施行)

(目 的)

**第1条** この規程は、大阪医科薬科大学教育機構規程第3条第3項に基づき、大阪医科薬科大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム委員会（以下、「委員会」という。）を置くために必要な事項を定める。

(趣 旨)

**第2条** 文部科学大臣が定める「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」に基づく認定プログラム（以下、「プログラム」という。）の立案、実施、改善を継続的に行うため、教育機構の下に委員会を置く。

(組 織)

**第3条** 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。なお、各学部の委員は各学部長が学長に推薦し、学長が委嘱する。

- (1) 医学部長が推薦した医学部教員 若干名
- (2) 薬学部長が推薦した薬学部教員 若干名
- (3) 看護学部長が推薦した看護学部教員 若干名
- (4) 各学部長が推薦した事務職員 若干名
- (5) その他、委員長の指名する教員

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中で委員が交代した場合、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長を置き、学長が委員より指名する。

4 委員会に副委員長を置き、委員長が委員より副委員長を指名する。

5 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明あるいは意見を求めることができる。

(任 務)

**第4条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) プログラムの立案、実施に関する事。
- (2) プログラムの改善（授業内容・方法、教育効果、シラバス記載内容の改善、全学的な履修者数・履修率向上、教員の配置等）に関する事。
- (3) プログラムに関する履修学生への調査を実施、結果にもとづき学生の理解度を測るなど自己点検・自己評価を行い、プログラム改善につなげる事。
- (4) 数理・データサイエンス・AI教育の全学的な普及、整備に関する事。
- (5) 大学ホームページでのプログラム自己点検・自己評価による検証結果の公開・発信に関する事。

2 委員長は、委員会において審議した結果を教育機構長に報告する。

- 3 前条第1号、第2号及び第3号に定められた各号委員の代表者は、委員会において審議した結果を学部長に報告する。

(運 営)

**第5条** 委員長は、委員会を招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 3 委員会における審議は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

(公 表)

**第6条** 委員会は、自己点検・自己評価の結果を大学ホームページにて広く公表する。

(事 務)

**第7条** 委員会の事務は、学務部が行う。

(その他)

**第8条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

**第9条** この規程の改廃は、学部間協議会の議を経て、学長が行う。

**附 則**

- 1 この規程は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 本規程の施行に伴い、令和2年9月1日施行の大阪医科大学医学部 Data Science シラバス策定委員会内規は廃止する。

**附 則**

この改正は、令和4年8月1日から施行する。